

## 「鳥取子ども学園の取り組みと社会的養護の課題と将来像」

鳥取子ども学園長 藤野興一

はじめに

- ・ 平成 23 年 7 月に出された「社会的養護の課題と将来像」など、一連の「改革」は、戦後遅々として動かなかった社会的養護を要保護児童の「収容保護」から「養育、家庭的養護」の推進へ向けて大きく舵を切るものとなった。
- ・ 施設の生活単位をより小規模化、家庭的、高機能化し、里親委託を促進し、施設か里親かではなく、施設と里親の連携強化のもとにより個別な養護を推進する方向を鮮明にした。
- ・ だが、「課題と将来像」は大きな第一歩ではあるが、職員配置基準の大幅改善や施設整備費の大幅アップなどの課題を先延ばししたために、多くの問題点を残したままのスタートとなり、政策誘導的な施策にもかかわらず、「笛吹けど踊らず」状態にあり、改築した施設でさえ「人員配置が難しい」として小規模化は足踏み状態にある。
- ・ 9 月 13～16 日、「家庭養護の推進に向けて協働しよう！」をメインテーマとして IFCO2013 大阪世界大会が、海外からの参加者 120 名と国内から 1,300 名の関係者が集まって熱気のこもった議論を展開した。日本の施設関係者も多数参加して施設と里親の協働体制の下に「社会的養護の課題と将来像」実現への歩みを確認した。

### 1. 今一度、「社会的養護の課題と将来像」の目指すものを確認したい

「社会的養護の課題と将来像」は、戦後の大舎制施設での保護収容の枠組みから、施設で生活する子ども達の生活単位の小規模化と地域分散化・家庭的養護推進と里親制度促進による家庭的養育へと大きく舵を切るものとなった。

私たちは、「施設か里親か」ではなく、施設と里親の連携によって社会的養護全体の強化を図る路線を選択した。

更に、「課題と将来像」は、地域分散型グループホーム促進や里親支援専門相談員配置に見られる様に、児童養護施設や乳児院など社会的養護を地域児童福祉の拠点として、ソーシャルワーク機能強化を図ろうとするものでもある。児相や市町村窓口が虐待対応に追われ、要保護児童に十分な保護が届いていない中で、最早、公的機関だけでは如何ともしがたく、民間施設の蓄積された養育機能、ソーシャルワーク機能や市民運動等と公との連携が必要なのである。

施設本体 3 分の 1、地域分散型グループホーム 3 分の 1、里親 3 分の 1 とする数値目標が提起されている。これは、増え続ける児童虐待や発達障害児、また、現在の社会状況からして、要保護児童対策地域協議会の活動強化等により、サポートの幅が広がることによるのみ達成される。施設自体は入所児童が増えこそすれ減ることは予想できない。即ち、本体施設の規模を縮小して施設入所児童の数を 3 分の 1 にするのではなく、グループホームと里親の量的及び質的拡大を目指すものであり、の活動強化が前提である。

### 2. 児童養護施設、乳児院など社会的養護に入所している子どもたちは 46,594 人(平成 24 年度統計)

で、施設はどこも満員であり、都市部を中心に待機待ち状態が深刻である。

	児童養護施設	乳児院	情短施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム	里親	ファミリーホーム
施設・里親数 (H24.3 月末)	589	130	38	58	263	99	登録里親数 8,726 世帯	177 か所
定員数	34,252	3,853	1,779	3,854	5,265 世帯	656	委託里親数 3,292 世帯	1,062
現員	29,399	3,000	1,286	1,525	3,714 世帯 6,028 人	390	委託児童数 4,295 人	671
職員総数	15,575	4,088	948	1,801	1,972	372		
被虐待児	53.4%	32.3%	71.6%	65.9%	41.4%	58%	31.5%	
発達障害等	23.4%	32.3%	70.7%	35.4%	16.3%		18.0%	
身体的疾患	22.2%	28.7%	29.8%	16.1%	DV48.3%			
大舎制	50.7%	280 施設	87.1%	6.9%	児童養護:平成 24 年度調査。 大舎:20 人以上、中舎:13～19 人、小舎:12 人以下。 自立支援:平成 24 年度調査。 大舎:26 人以上、中舎:16～25、小舎:15 人以下 情短施設:平成 24 年度調査。			
中舎制	26.6%	147 施設	0 %	29.3%				
小舎制	40.9%	226 施設	12.9%	82.8%				
小規模ケア	809 か所							
地域小規模	243 か所							

### 3、日本の子どもたちは今

三日に1人以上の虐待死事件が報告されています。

- ・ (図1参照) 児童相談所における児童虐待相談件数は、平成19年度40,639件、平成20年度42,664件、平成21年度44,211件、平成22年度56,384件、平成23年度59,862件、平成24年度66,807件(虐待死99人)。
  - ・ (-8-5図 平成15年7月~22年3月虐待死亡事例の推移 参照) 鳥取でも平成24年2月、生後0日の赤ちゃんが公園に捨てられ、35歳の女性が死体遺棄と殺人で逮捕・起訴され、懲役6年の実刑判決となった。
  - ・ 鳥取県は1999~2004年までの5年間、10代の妊娠中絶率が千人当たり16.0人~21.3人と全国ワーストトップを記録、その後も全国5位以内をキープ。また、高校生、15歳以下の中学生の望まれない出産も多くなっている。
  - ・ 熊本の慈恵病院の蓮田太二医師や田尻由貴子看護部長等で始められた「コウノトリの揺りかご」
  - ・ 愛知県で行われている胎児期からの相談体制と新生児里親委託・養子縁組運動。
  - ・ 平成23年4月から、里親支援機関事業を鳥取こども学園で受けた。鳥取県でも出産前からの相談ネットワーク構築と新生児里親委託の推進などに取り組みたいと願っている。既に、鳥取市こども発達・家庭支援センターにninshinsos@city.lg.jpのメールアドレスで0857-20-0122の電話番号にて出産前からの相談活動が始められた。
- 「安心」と「自信」と「自由」を奪う最たるものが虐待です。
- ・ 児童虐待防止法の定義「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」
  - ・ 不適切な養育と虐待・親や保護者による子どもの人権侵害。特別の鬼婆やヒビ爺が虐待しているのではない。
  - ・ 子育ての社会的孤立・密室性、虐待の世代間連鎖。養育困難児。管理と強制の養育・教育。
  - ・ 人権意識の啓発。お節介と言われても、早期発見早期介入。要保護児童地域対策協議会を網の目のように強化。
  - ・ 長期の虐待は「反応性愛着障害」「行為障害」「注意欠陥多動性障害(ADHD)」のような症状をもたらす。不登校も増え続けています。ニート・引きこもりが70万人。(抑うつ症状、リストカット、自殺)
  - ・ 平成19年度小学生23,927(0.34)・中学生105,328(2.91)計129,225(1.20)、平成20年度小学生22,652(0.32)・中学生104,153(2.89)計126,805(1.18)、平成21年度小学生22,327(0.32)・中学生100,105(2.77)計122,432(1.15)、平成22年度小学生21,675(0.32)・中学生93,296(2.74)計114,971(1.14)、(23年8月4日学校基本調査速報)
  - ・ 管理養育・管理教育によって「安心」と「自信」と「自由」を奪われていないか。
  - ・ 子どもの丸ごとを受け入れてほしい。「受容」と「言いなり」とは違う。
  - ・ 「管理」「たてまえ」「本音」「柔らかさ」「あいまいさ」「いい加減さ」
  - ・ 「登校刺激をしない」=ほっておくという誤り
  - ・ 「非行」や「いじめ」の質的变化。
  - ・ 「非行や問題行動」の背後には「虐待」がある場合が多い。
  - ・ 「非行の子ども、問題の子ども」は「問題を抱えた子ども」「さみしい子ども」である。
  - ・ 「いじめは昔からあった」と言われるが、悪質・長期化・バーチャル化しており、昔はかばう子がいた。
  - ・ 「いじめ」は、複数の多数者が個人(少数者)を責めるという集団的行為であり、反復継続性つまりはプロセスと併せて暴力の多様性を持つ。いじめる・いじめられる関係は一方的に補完的である。喧嘩でない。
  - ・ 「いじめられる子どもにも問題がある」とか被害の子どもに「強くなれ」というのは間違い。
- 落ち着きのなさ等の発達障害的症候を示す子どもたち。
- ・ 「反応性愛着障害」「行為障害」「注意欠陥多動性障害(ADHD)」「広汎性発達障害」「アスペルガー症候群」  
器質障害と環境的要因による障害の区別がつかなくなっている
  - ・ 耐性の弱い子
  - ・ 「キレル」理由の無い感情爆発による突発性の非行? 感情のコントロールができない、自己中心的
  - ・ 「何をどのように耐えているか」を知る必要がある。
  - ・ こどもは自分の置かれている「ポジショニング」を確保するのに苦労している。
  - ・ キーワードは「感情のコントロール」と「自己肯定感」

大人が子どもに寄り添うことが大切です。問題行動はこどものSOSのサインです。

親もこどもも孤立させないで。ありのままを受け止めることの大切さ。

子どもと共に歴史を創る。子どもと共に「子どもの人権を柱に据えた子育て文化」の創造を。

#### 4. 鳥取こども学園の取り組み

外来相談と地域児童福祉の拠点としての乳児院、児童養護施設、情短施設。

- 1999(H.11)年11月1日児童家庭支援センター開設。情短施設に付設。外来相談、24時間の電話相談、
- 2000(H.12)年3月4日NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取の結成。支援センターに事務局。一体的運用。
- 2004(H.16)年の児童虐待防止法、児童福祉法改正。相談窓口を市町村へ。要保護児童対策地域協議会。地域の様々な人たちとの連携がなければ施設は持たない。一時保護、ショートステイ、トワイライトステイ専用の「すみれホーム」設置。
- 鳥取市より、「家庭訪問事業」をNPO法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取で受託、事業を開始。
- 2010(H.22)年4月1日、診療所「こころの発達クリニック」開設。
- 2011(H.23)年4月1日、児童家庭支援センターとして里親支援機関事業の委託を受け、里親支援事業開始。
- 2012(H.24)年4月1日、乳児院と児童養護施設に里親支援専門相談員配置。
- 
- 鳥取県の里親に係る年表

平成21年	鳥取県里親会の各部会事務局が児童相談所より里親に移管
"	措置費請求事務が児童相談所より里親に移管
平成23年	里親支援機関業務を社会福祉法人鳥取こども学園が受託。措置に関すること以外の里親業務全般を「里親支援とっとり」が受け持つことに
平成24年	(社福)鳥取こども学園、(社福)みその児童福祉会が里親支援専門相談員を配置
平成25年	児家セン、里親会、里親委託等推進委員会、里親支援専門相談員を置く施設、里親支援ととりが鳥取県と里親委託推進事業実施契約を締結。これにより各機関を「里親支援拠点」と指定し、契約に基づく個人情報取扱いの取り決めにより、支援に必要な里親・里子の情報を「里親支援拠点」が共有できるようになった

#### 里親支援ととりの職員体制

職名	勤務日	職歴・経歴など
所長		法人常務理事。自らも里親。
里親委託等推進員	週5日～6日	法人情短施設でセラピスト兼指導員として9年間、退所児童等アフターケア事業で相談支援員として2年間従事。
事務員兼相談員	週3日(非常勤)Xサロン、訪問等では適宜出勤)	法人保育所副園長と兼務。保育所にて長年事務員として従事。学童保育、市養育支援家庭訪問事業訪問支援員、民生主任児童委員などの経験あり。

#### 受託している事業と実施状況

##### 里親委託促進事業

- 里親委託等推進委員会の設置し年二回開催する。里親会、施設職員、児相、県担当課による推進委員会。意見交換と協議を行う。
- 以前は「施設は児童をもっと里親宅に措置変更するべき」「施設は措置されれば一生懸命みる。措置変更は児相が主導するべき」というような議論が長年行われていたが、昨今は「里親と施設の相互理解と研鑽・協同」「実親の、里親委託の同意をいかにとるべきか」「長期間親と連絡がとれない際の、措置変更に係る法的な整理」などにテーマが変遷している。
- 里親宅の各戸訪問をしている。
- 訪問件数は H23年度実件数21件 H24年度実件数19件 全里親宅のうちまだ半数強の訪問に留まっており、増やすことが課題。
- 各里親宅で数時間、意向等を聞く。動機や切実な想い、家庭の歴史を聴くことは貴重な時間でありとても勉強になる。

## 養育里親研修事業

- 養育里親（基礎・認定前）研修の実施
- H23年度37名 H24年度31名の受講
- 講師は主に県内の、民間の児童福祉有識者が務めている。
- 震災後、「自分にも何かできないか」との意向で受講される方が増えている。
- 里親スキルアップ研修を年二回、全県対象で実施している。
- 県内、県外の有識者に講師を依頼している。全国里親会副会長木ノ内博道氏、家庭養護促進協会岩崎美枝子氏、全国母子生活支援施設協議会会長大塩孝江氏など。今年度は全国里親会副会長御所伸之氏に依頼。

## 専門里親研修事業

- 専門里親の認定研修、更新研修を母子愛育会に再委託している。

## 普及啓発事業

- 啓発チラシを街頭キャンペーンで配布するとともに県・市町村福祉担当課、福祉関係機関に配布している。
- 街頭キャンペーンには、里親会、施設、県・市町村福祉担当課などが参加する。

## 里親相互交流事業

- 里親サロンを東部・中部・西部三か所でそれぞれ二回以上実施している。（里親会独自でもサロンを行っている部会もある）
- 里子養育に関する情報交換、不調にならないためのアドバイス、他愛もないおしゃべり、行政等への要望など、さまざまな話題で盛り上がる時間となっている。

## 県里親会事務局

- 予算・決算、各種規程等例規の管理・運営
- 総会、役員会の開催
- 助成金のとりまとめ、各種大会参加のとりまとめ、各種通知・文書の送付、発出
- 里親賠償責任保険の届出

## 養育里親継続事業

- 里親登録後五年を経過した方の更新研修を実施。
- 今年度は全県で6回開催。施設実習には県内6施設が協力。

## 全市町村里親配置促進事業

- 現在里親がいなない4町村を重点的に啓発活動を行い里親配置の促進を図る。体験談を講義する里親に交通費と日当を支払う。全中学校区に里親配置を目標。

## 里子派遣事業

- IFCO2013大阪世界大会へ9名の里子を派遣した。

### 鳥取県の里親委託の現状と特色

- 里親委託率はH25.5月現在22.8%（下表紙参照）全里親数はH.25.9月現在74世帯。
- 県は里親委託を積極的に推進している。
- 特に県庁担当課は積極的であり、当所とも事細かい意見・情報交換を行っている。
- 積極的な推進により委託率が増えているが、それにつれて里親宅一件に複数の児童を委託することによる不調、発達・情緒につまづきを持つ児童を専門里親でない里親に措置することによる不調など、問題も多くなっている。
- 県庁担当課、各児童相談所、各施設、里親会は盛んな意見交換をしており、時にはシビアな局面もあるが、行政は「すぐに改善できることはすぐに取り組む」という姿勢を示しており里親も評価している。
- 「家庭生活体験事業」という、施設入所児童が長期休暇・週末などに里親宅で家庭の生活を体験する事業という他県の「週末里親」のような事業がある。受け入れた里親には委託費用が支払われる。財源の問題で実施できる回数の限界があったが、より多くの児童が利用できるよう、県と里親会の協議により、今年度より委託費用を半額に引き下げた。子どもたちの「もうひとつの里帰り」として位置付けられている。
- 以前は、個人情報保護の観点から各機関の情報共有について制約があったが、今年度より里親会、支援専門相談

員を配置する施設等「里親を支援する各機関」が鳥取県と里親委託推進事業実施契約を締結し「里親支援拠点」として位置付けられ、契約に基づく個人情報取扱いの取り決めにより、支援に必要な里親・里子の情報を共有できるようになった。現在、相談支援状況等を各機関で共有するフォーマットを策定中。

- 鳥取県の児童相談所（鳥取県は、東部・中部・西部の3か所）里親担当は、教職員が3年間出向することが習わし。以前は、業務の指導をこちらが受ける立場だったが、徐々にこちらが助言をする局面も。
- 鳥取県里親会は、東部部会、中部部会、伯西部会と三部会に分かれており、平成21年度に、各部会の事務局業務が児相から里親に移管された。移管直後は、事務局業務の大変さに不満があったが、現在では各部会が独自性をもって主体的に活動を展開している。
- 里親委託等推進員を委託法人が雇用して委託先に配置している自治体は、当県を含め数か所しかない。

里親委託状況の推移及び里親委託率目標値

●里親委託状況の推移

	H14年 (10/1)	H15年 (10/1)	H16年 (10/1)	H17年 (10/1)	H18年 (10/1)	H19年 (10/1)	H20年 (10/1)	H21年 (10/1)	H22年 (10/1)	H23年 (10/1)	H24年 (10/1)	H25年 (5/1)
里親登録数	53	46	50	62	64	66	72	63	65	61	66	72
年度内新規登録里親数	0	6	9	12	7	11	8	0	2	10	14	—
委託里親数	8	13	15	20	21	24	28	26	26	20	25	29
委託児童数(A)	10	18	21	25	29	37	41	37	36	33	49	60
専門里親数	—	3	7	9	11	12	11	9	11	13	13	13
措置児童数(B)※1	242	244	249	271	271	290	289	288	273	260	273	263
委託率(C:%)※2	4.1	7.4	8.4	9.2	10.7	12.8	14.2	12.8	13.2	12.7	17.9	22.8

※1 措置児童数：乳児院、児童養護施設への措置及び里親(ファミリーホーム含む)への委託児童数  
 ※2 委託率：(A)÷(B)×100

●里親委託率の目標値

国目標値：平成26年度末までに16%(平成21年度3月末現在 全国平均10.4%)  
 県目標値：平成24年度末までに20%

里親支援専門相談員の取り組み

平成24年4月5日付 雇児発0405第11号局長通知によって、「里親支援専門相談員(里親支援ソーシャルワーカー)」は、以下のように規定され、里親支援に取り組む児童養護施設及び乳児院に配置された。

1 趣旨

児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ることを目的とする。

2 配置施設

里親支援専門相談員を配置する施設は、里親支援を行う児童養護施設及び乳児院とする。

3 資格要件

里親支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者又は児童養護施設等(里親を含む。)において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならない。

4 里親支援専門相談員の業務内容

- (1) 里親の新規開拓 (2) 里親候補者の週末里親等の調整 (3) 里親への研修 (4) 里親委託の推進  
 (5) 里親家庭への訪問及び電話相談 (6) レスパイト・ケアの調整 (7) 里親サロンの運営  
 (8) 里親会の活動への参加囃奨及び活動支援 (9) アフターケアとしての相談

「里親支援専門相談員」は、(里親支援)ソーシャルワーカーとして配置されたものであり、里親支援機関や児童相談所と一体的に活動することが求められる。「社会的養護の課題と将来像」の地域分散型グループホーム、ファミリーホーム促進や地域における要保護児童の掘り起こしから施設・里親への委託へつなげることも含めて、児童養護施設や乳児院、里親・ファミリーホームなど社会的養護を地域児童福祉の拠点として、ソーシャルワーク機能強化を図ろうとするものでもある。児相や市町村窓口が虐待対応に追われ、要保護児童に十分な保護が届いていない

中で、最早、公的機関だけでは如何ともしがたく、民間施設の蓄積された養育機能、ソーシャルワーク機能や市民運動等と連携して、「施設と里親の連携による社会的養護の強化」を図ろうとするものである。

鳥取こども学園における「里親支援専門相談員」の具体的活動状況は以下の通り

- 所属はそれぞれ児童養護施設及び乳児院であり職員会やケース会議等所属の施設に参加するものの、日常的には園内の児童家庭支援センターの事務所で、2人の里親支援専門相談員は、センター職員3人、里親支援機関事業職員1.5人とチームを組んで活動している(計6人のソーシャルワーカー)。
- 週一回、情短外来相談や通所、園内一時保護・ショートステイ担当者、保育所地域家庭支援センター担当者等と共に、ケースを中心とした連絡会を開催し、里親支援機関としては、全県下中学校区に里親を配置する目標を掲げている。又、市区町村の要対協の個別担当者会議に出席して具体的ケースに関わっている。
- 2人の里親支援専門相談員は比較的若手だが、里親会のバザーや旅行等の催しに全面参加協力し、フットワークの軽さと真摯な態度で里親会・各里親と信頼関係を築いている。いわば「里親会メンバーの一員」として活動。
- H24年度より地域の普及啓発活動を里親会・各里親とタッグを組んで各地域の民生委員協議会の会合や地域の集まりに出掛けている。この取り組みが県の事業となり予算化され、今年度より、体験談の講義を行う里親に交通費と日当が支払われることになった。
- 施設のスペースを拠点に里子交流の活動を盛んに行っている。(そうめん流し・料理対決・夏休み宿題会など)里親は付き添っても、付き添わなくてもよく、レスパイトの機能も果たしている。里親に好評であり、また、里子のグループ育成としても効果を上げており、里子グループが育ちつつある。
- 園内保育所に通う児童と里親との交流を保育所職員、里親会と協同で、月例で行っている。工作やおやつ作りを企画し、里親と入所児童双方が楽しみあい、学び合うことが出来る貴重な機会となっている。

支援機関事業ではないが、法人として力を入れていること

- 「家庭生活体験事業」が制定される前から、里親に、無償ボランティアとして児童に家庭生活を体験させてもらっていた経緯と、その頃からの関係がある。
- 法人の大きな行事(バザー・クリスマス祝会)には東部里親会や縁のある里親を招待している。バザーについては、里親が模擬店を企画したり、手伝ったりしている。
- 里親サロンに場所を提供している。
- 養育里親(基礎・認定前)研修・養育里親更新研修の講師を、法人の家庭支援専門相談員、児家セン所長、セラピストなどが務めている。

配慮や工夫をしている点・難しさと今後の課題

- 「行政とは違い、『支援』を全面に出すのではなく、里親に寄り添い、仲間に入れてもらい、ともに児童のために活動していくつもりで」「里親会や各里親に育ててもらおうつもりで」行ってきた。
- 開設当初は拒否・拒絶感や「里親は施設に支配されるのか」「施設がやるというならあんなことやこんなこと(小間使的)な)をやらせよう」という反応があった。
- しかし、催し物・事業の協同や、時にはシビアな意見交換、インフォーマルな相互交流(懇親会や共通の趣味など)を重ねるうちに関係が築けてきている。
- 推進員自身の不調やバーンアウト経験を伝えたことで「お前も大変さを知っているのか」という反応があった。
- 里親委託の推進に伴い、発達障害や愛着障害などを抱えている児童の委託も増えており、このことによる養育困難・不調も増えている。里親は経験則だけに頼らず、児童の特性を理解し養育する必要があり、支援者はそのことについての支援体制を真摯に考えなければならない。
- また支援者よりかなり年長の「子育てのベテラン」に対し養育の支援を行うには、専門性と知識を備えるより先に、ねぎらいといたわり、伴走者としての姿勢が必要と考える。
- 「支援機関」という名前から、里親は「里親が楽になる」支援をイメージするが、業務の大半は、今まで行政が行っていた里親業務のアウトソーシングである。「専任であること」「異動がないこと」「民間であること」が強み。
- 県や現場からは「里親を支援する各機関の管制塔」の役割を求められているが、1.5人の人員配置であることもあり、力が及んでいない。現在は、支援状況を集約するフォーマット作りに取り組むことに留まっている。
- 各事業の業務は大変で、時間と労力を費やすが、しかし事務上で里親や他機関とのやりとりが多くあり、それらを丁寧に行うことで関係が築けてきた感がある。
- 鳥取県が東西に長く、当所が東部に設置されているため、西部へ赴くことが少なくなりがち。意識して西部へ出向くようにしている

平成24年度里親支援機関業務委託事業実績報告書

職員の配置

職名	常勤・非常勤	資格要件
里親委託等推進員	常勤	ウ
事務員兼相談員	非常勤	

(注) 資格要件には、下記の中から選り記号を記入。

- ア 大学において、人間関係学部(学科)、児童学部(学科)、社会福祉学部(学科)を卒業するなど、心理学、養育学及び社会学を創造的に履修して卒業した者
- イ 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有する者であること
- ウ 児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、児童心理司、医師、保健師、助産師、看護師、教員、家庭裁判所調査官、少年院教官等の資格を有して3年以上児童福祉事業に従事した者
- エ ア～ウと同等以上の能力を有すると、協議により県が認める者

1 事業実績内容

(1) 里親委託促進事業

- ・里親委託等推進員の資質向上
  - 1月30日～31日 平成24年度中国・四国地区児童家庭支援センター協議会総会・研修会に参加
  - 5月26日～27日 中国地区里親大会(浜田ワシントンプラザ)に参加
- ・里親訪問 延べ件数：26件  
実件数：19件(地区内訳：東部3件・中部2件・西部14件)
- ・里親委託等推進委員会の実施 第1回 8月8日  
第2回 2月20日  
委員会出席者：鳥取県里親会各部会役員・鳥取県児童養護施設協議会各施設家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員・鳥取県児童福祉入所施設協議会会長・鳥取県里親業務担当者・里親支援とっとり

(2) 養育里親研修事業

- ・養育里親(スキルアップ)研修の実施
- ・養育里親(基礎認定前)研修の実施

受講者：31名

研修の種類	実施日	研修の名称	
養育里親 (スキルアップ)研修	10月23日	「母子生活支援施設から見た、要保護児童・要支援家庭の現状」 講師：母子生活支援施設「倉明園」施設長 大塩 孝江 氏 場所：倉吉体育文化会館 参加者数：29名	
	3月11日	「里親の悩みアラカルト～試し行動・告知・思春期～」 講師：家庭養護促進協会理事 岩崎 美枝子 氏 場所：倉吉未来中心 参加者数：31名	
養育里親 (基礎・認定前)研修	7月9日	第1回1日目 講義	場所：倉吉児童相談所
	7月12日	第1回2日目 施設講義	場所：因伯子供学園
	7月14日	第1回3日目 施設実習	場所：因伯子供学園
	9月25日	第2回1日目 講義	場所：福祉相談センター
	10月2日	第2回2日目 施設講義	場所：鳥取こども学園
	10月6日	第2回3日目 施設実習	場所：鳥取こども学園
	11月30日	第3回1日目 講義	場所：米子児童相談所
	12月6日	第3回2日目 施設講義	場所：米子聖園ベビーホーム
	12月10日	第3回3日目 施設実習	場所：米子聖園ベビーホーム
	2月18日	第4回1日目 講義	場所：倉吉児童相談所
	2月22日	第4回2日目 施設講義	場所：因伯子供学園
3月2日	第4回3日目 施設実習	場所：因伯子供学園	

(3) 専門里親研修事業

・専門里親認定研修の実施

研修の種類	実施日	研修の名称
専門里親認定研修	7月 1日～10月31日	通信教育(3名)
	8月24日～26日	スクーリング(2名) 場所:東京 日本子ども家庭総合研究所
	9月 7日～ 9日	スクーリング(1名) 場所:京都 同志社大学
	1月7・8・9・10・11・ 12・13日	施設実習(1名)(延べ7日間)(一泊を伴う) 場所:米子聖園ベビーホーム
	2月10・12・15・16・19・ 20・22日	施設実習(1名)(延べ7日間)(一泊を伴う) 場所:光徳子供学園
専門里親更新研修	11月17日～18日	専門里親更新研修(3名) 場所:日本子ども家庭総合研究所
	1月26日～27日	専門里親更新研修(3名) 場所:日本子ども家庭総合研究所

(4) 普及啓発事業

- ・チラシ7650枚、カード入りティッシュペーパー1500個作成
- ・県児童福祉関係機関・担当課にチラシ3000部送付
- ・街頭キャンペーン 街頭にてチラシ3000部配布  
実施日:10月13日 場所:東部 イオン鳥取北ショッピングセンター  
中部 新あじそうパープル店 西部 イオン日吉津ショッピングセンター  
参加者・人数:里親、県・市町村担当課職員、施設職員 44名
- ・倉吉市小鴨公民館にて里親制度の講演会 実施日:7月20日 場所:倉吉市小鴨公民館  
研修会参加者:25余名

(5) 里親相互交流事業

・里親相談会(サロン)の開催

地区	実施日	場所	参加人数
東部	5月30日	鳥取こども学園	8名
	6月27日	鳥取こども学園	7名
	9月20日	鳥取こども学園	8名
	10月31日	鳥取こども学園	8名
	11月29日	鳥取こども学園	8名
	12月 4日	鳥取こども学園	8名
	12月 4日	炉端焼店「かば」	14名
	1月18日	鳥取こども学園	8名
	2月21日	鳥取こども学園	8名
中部	3月 6日	鳥取こども学園	8名
	6月23日	トマトの会	9名
	9月28日	トマトの会	10名
西部	11月23日	トマトの会	12名
	7月 7日	米子児童相談所	20名
	9月 1日	米子児童相談所	20名
	12月 1日	米子聖園ベビーホーム	18名
	1月18日	魚ろばた海座	20名